

我が国に暮らす外国人に対する生活保護法の 適用についての会長談話（会長声明）

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

本年1月29日に行われた社会福祉士国家試験において、社会保障に関する法律の外国人に対する適用についての出題がありました。本会の複数会員から、この出題が不適切ではないかとの指摘がありましたので、以下に私の考えを述べます。

当該出題は、「日本国憲法における社会権を具体化する立法の外国人への適用に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。」として、労働基準法、労働者災害補償保険法、生活保護法、国民年金法及び国民健康保険法について、正解を選ばせる内容となっています。本問は、外国人は直接には生活保護法の適用外ということで、選択肢3の「生活保護法は、就労目的での在留資格で在留する外国人に適用されることはない。」が正解であると思われます。

このような、「最も適切なものを1つ選びなさい」という設問に対して、生活保護法は外国人には適用されない、という選択肢を答えることには個人的には抵抗を感じるものがあります。しかし、現行法を基に解答する限り、生活保護法の対象は「国民」に限定されており、この選択肢を選ばざるを得ません。

出題の是非はともかくとして、生活保護法は、日本国憲法第25条の生存権を根拠にしています。生存権という観点に照らせば、外国人も対象とされるべきだと考えられるものであり、現状においても国の通知を根拠として、各自治体は永住外国人や難民の認定を受けた者その他一定の在留資格を有する外国人に対しても、人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

日本に住み、日本に税金を納めていても、困ったときに保護を求める権利が認められていない、という現在の制度は改められるべきではないでしょうか。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、生活保護法を改正し、外国人も対象とすべきだと思います。私たちは、国籍に関わらずすべての人々の人権が守られるように、これからも活動していく所存です。

2017年2月14日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克英